

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況(令和5年度)

資料 3

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	1 支援推進体制の整備と充実	(1) 総合的な支援体制の整備(条例第9条)	① 県内部における推進・連携体制	1	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	・犯罪被害者支援コーディネーター3名を、引き続きCVSに配置し、支援体制や支援内容の充実を維持しました。 ・特に、令和4年度から開始した千葉県犯罪被害者等見舞金の支給に関する相談・申請受付、千葉県弁護士会と連携した無料法律相談の実施に係る調整を行いました。 ・犯罪被害者支援コーディネーターと県職員で、市町村の被害者支援施策担当課を訪問し、連携の強化を図りました。	環境生活部 くらし安全推進課
							・犯罪被害者支援コーディネーターが行う県の見舞金制度の受付にあたり、支給要件の確認等について連携し、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供しました。 ・署被害者支援連絡協議会への講師派遣等により、関係機関との連携強化が図られました。	県警本部 警務課
				2	総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。	・総合的対応窓口に82件の相談が寄せられ、支援団体や関係機関の紹介等、相談者に寄り添った対応に努めました。 ・庁内の関係機関に配置した「犯罪被害者等支援連絡員」を対象に、連絡会議や研修会を開催し、被害者支援施策等について情報共有を行い、連携強化を図りました。	環境生活部 くらし安全推進課
				3	警察による支援体制の強化	犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(Active Counselor Team、通称ACT(アクト))による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。 県警本部犯罪被害者支援室員及び所属長から指定された被害者支援要員の効果的かつ効率的な運用を図ることで、事件直後から犯罪被害者等が必要とする支援活動を積極的に推進するとともに、関係部門及び関係機関・団体との連携を図り、体制の強化を図ります。	・被害者支援要員による病院等の付き添い支援を始め、ACTによるカウンセリング、医療費等の公費負担など、犯罪被害に起因する精神的、経済的負担の軽減を図り、各種支援活動を実施しました。 ・各署において被害者支援要員(約1,700人)を指定し、効果的かつ効率的な運用を図りました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	1 支援推進体制の整備と充実	(1) 総合的な支援体制の整備(条例第9条)	② 外部機関との連携体制	4	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実(再掲)	1の再掲	1の再掲	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
				5	【重点】緊急支援体制の整備	各関係機関の役割分担や情報共有に関する事など、緊急時の総合的な体制整備を図ります。	・犯罪による被害者等に対する支援部会の構成員(29団体)を対象に、大規模被疑者支援事案発生時の緊急支援体制について、事務局の案を説明し、意見聴取を行いました。	県警本部 警務課
				6	犯罪による被害者等に対する支援部会による関係機関の連携強化	犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に関係機関を構成員とする「犯罪による被害者等に対する支援部会」を設置しています。 犯罪被害者等支援に関する情報交換・意見交換を通じ、支援の充実をはじめ、各種施策の効果的な推進や広報啓発などに努めます。	・「犯罪による被害者等に対する支援部会」を開催し、有識者による基調講演を行ったほか、令和5年12月から開始された「刑の執行段階等における被害者等の心情聴取・伝達制度」について、部会員の理解を深めました。(22団体30名参加) ・加えて、大規模被疑者支援事案発生時の緊急支援体制について、事務局(案)を説明し、意見聴取を行いました。 ・4つの矯正施設が部会の構成員に加わることとなり、連携体制の強化を図りました。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
				7	千葉県弁護士会との連携強化	犯罪被害者等が法的支援を希望する場合、速やかに犯罪被害者等支援に精通した弁護士につなげるよう、千葉県弁護士会との連携を強化します。	・千葉県弁護士会と連携し、犯罪被害等により法的支援を必要としている県民を対象に、県費による無料法律相談制度を実施しました。 ・弁護士会との勉強会及び意見交換会を開催し、弁護士会との連携等について共通認識を図り連携の構築に努めました。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
				8	署被害者支援連絡協議会による関係機関の連携強化	署被害者支援連絡協議会を定期的に開催するとともに、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的な支援を行うため、同協議会が保有する資源を効果的に活用し、必要な支援体制の確立と連携強化に努めます。	・署被害者支援連絡協議会を県下37署で開催しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	1 支援推進体制の整備と充実	(1) 総合的な支援体制の整備(条例第9条)	③ 性犯罪等被害者に対する支援体制	9	【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実	ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。 今後は、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に向けた支援に努めます。	- ワンストップ支援センターにおいて、支援を実施しました。合計8,383件(前年度比△869件) 内訳:電話相談6,080件、面接相談1,602件、同行支援389件、医療支援163件、カウンセリング70件、法律相談79件 - ワンストップ支援センターにおける夜間の電話相談に対し、時間外相談対応手当の支援を開始した。 - 令和4年6月に施行されたAV出演被害防止・救済法の被害者からの法律相談に対応できるよう、体制を整えました。	環境生活部 くらし安全推進課
				10	【重点】警察における性犯罪等被害者に対する支援	性犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(Active Counselor Team、通称ACT(アクト))による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。 また、性犯罪被害相談電話(#8103)では、相談者の希望により、女性警察官による対応をするなど、相談しやすい環境の整備に努めます。	- 性犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を目的とした医療費等の公費負担制度及びACTによるカウンセリングを始めとする各種犯罪被害者等支援活動を実施しました。 - 犯罪被害者等が希望する性別の職員が対応できるよう、その体制構築を図りました。 - 県内の中学校、高等学校、千葉県産科婦人科医学会を通じて県内の医療機関等にポスターを配布するなど、広報啓発活動を実施しました。	県警本部 警務課
				11	千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議の開催	関係機関で構成する協議会において、被害者支援の体制の充実等について協議し、連携を強化します。 また、協議会の中に設けている「ケース会議」において、ワンストップ支援センター及び県が個別事案に対する支援の調整を行います。	- 協議会を開催し、支援団体や関係機関(14団体24名)における被害者支援体制等について情報共有を行い、連携強化に努めました。 - ケース会議を2回開催し、性被害を受けた男性・男児への支援、性被害を受けた児童に対する支援体制等についての情報共有を行い、連携体制を強化に努めました。	環境生活部 くらし安全推進課
				12	医療従事者連絡会の開催	県内の7つの医療機関において、被害直後の診療や避妊措置、感染症予防、証拠採取などの医療支援を実施する体制を構築しています。 各連携医療機関において適切な医療支援が行えるよう、各連携医療機関の医師・看護師等を対象とした連絡会を開催し、医療支援の説明に加えて、被害者対応についても意見交換を行います。	- ワンストップ支援センターが拠点とする医療機関が1か所、連携する医療機関が13か所(+3か所)となり、支援体制の強化を図りました。 - 医療従事者連絡会を開催し、支援事例等の情報共有を行うとともに、県職員・ワンストップ支援センター支援員、医療関係者による意見交換を行い、性被害者対応について理解を深めました。	環境生活部 くらし安全推進課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
再建への被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活	1 支援推進体制の整備と充実	(2) 市町村に対する支援（条例第10条）	① 市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援	13	【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援	市町村の窓口における犯罪被害者等への配慮や市町村の持つ既存の住民サービスとの有機的な連携など、犯罪被害者等支援に必要な情報の提供等の支援を実施します。 また、被害者支援施策担当課長会議等も活用し、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供などを実施します。	・令和5年9月から令和6年1月にかけて、犯罪被害者支援コーディネーターと県職員で、市町村の被害者支援施策担当課を訪問し、意見交換を行いました。（訪問市町村:23団体） ・被害者支援施策担当課長会議を開催し、ワンストップ支援センター、県警、県の犯罪被害者等支援施策や、犯罪被害者等支援条例を制定した市からの事例報告に関する情報共有を図りました。（参加市町村:41団体） ・犯罪被害者等支援条例の制定を検討する市町村からの問合せに対し、随時対応し、必要な情報提供を実施した。	環境生活部 くらし安全推進課
				14	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実（再掲）	1の再掲	1の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				15	担当者向け研修会の実施	市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者遺族や弁護士による講演を通して被害者支援について理解を深めるとともに、想定に基づいたロールプレイングを実施し窓口職員の対応能力向上を図りました。（参加市町村:25団体） ・関係機関同士の連携を図るため、警察署職員との合同研修会としました。（市町村26名、県24名、県警35名 合計85名出席）	環境生活部 くらし安全推進課
								県警本部 警務課
								県警本部 警務課
								県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	1 支援推進体制の整備と充実	(3) 民間支援団体に対する支援(条例第11条)	① 民間支援団体に対する支援の充実	16	【重点】民間支援団体における人材の確保・育成	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報啓発を実施します。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。	・犯罪被害者支援に関する知識・技能を有する人材を養成するため、県民向けの公開講座である犯罪被害者支援員養成講座「入門編」を2市(千葉市、船橋市)において開催しました。(85名出席) ・「入門編」を受講した方から、さらに被害者支援について学びたい方を対象に、連続6回の「初級編」を開催しました。(25名出席) ・県職員を「初級編」の講師として派遣し、県の犯罪被害者等支援施策等について説明しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				17	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実(再掲)	1の再掲	1の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				18	民間支援団体の取組に対する支援	民間支援団体の取組に対し、犯罪被害者等支援に必要な情報提供を始めとした必要な支援を行います。 また、民間支援団体について、広く県民や事業者認知してもらえよう、広報啓発を行います。	・民間支援団体であるCVSやちさとに対し、事業費(令和5年度決算額22,731千円)を補助するとともに、「犯罪による被害者等に対する支援部会」や「千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会」等を通じて、国や県における被害者等支援に関する情報共有や意見交換を行いました。 ・ワンストップ支援センターを周知するため、啓発物を作成し、広く県民に配布しました。 (リーフレット13,000部、マスクケース7,000個、絆創膏・綿棒・あぶらとり紙セット4,000個)	環境生活部 くらし安全推進課
				19	警察から犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供	犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体による支援を受けやすくなるよう努めます。	・犯罪被害者等の同意のもと、千葉県公安委員会指定の早期援助団体であるCVSに対し、必要な情報提供を行うとともに、連携を図りながら犯罪被害者等支援活動を行いました。	県警本部 警務課
								県警本部 警務課
								県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	1 支援推進体制の整備と充実	(4) 人材の育成(条例第12条)	成① 犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成	20	【重点】民間支援団体における人材の確保・育成(再掲)	16の再掲	16の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				21	県職員・市町村職員向け研修会の実施	県・市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	- 県・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者遺族や弁護士による講演を通して被害者支援について理解を深めるとともに、想定に基づいたロールプレイングを実施し、窓口職員の対応能力向上を図りました。 - 関係機関同士の連携を図るため、警察署職員との合同研修会としました。(市町村26名、県24名、県警35名 合計85名出席)	環境生活部 くらし安全推進課
				22	警察職員に対する研修等の実施	被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への二次的被害の防止など犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。	- 被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした犯罪被害者等支援に関する研修を実施しました。 - 性的マイノリティ等への対応を始めとした専門的知見を有する講師を招いた研修を実施しました。	県警本部 警務課
			る② 人材の被害者等支援に従事する	23	【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援	民間支援団体の支援員の代理受傷を防止するため、講師の派遣等の支援を実施します。	民間支援団体(CVS)において実施した、支援員を対象とした、代理受傷防止研修の研修費用を、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援事業補助金により助成しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				24	警察職員の受傷対策	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、職員の代理受傷について研修等を実施します。 また、必要に応じて、ACTによるカウンセリングを実施します。	被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する研修を実施しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(1) 相談・情報の提供(条例第14条)	① 相談体制の充実	25	総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化(再掲)	2の再掲	2の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				26	【重点】弁護士による法律相談の実施	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	・千葉県弁護士会と連携し、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施しました。 相談件数:25件	環境生活部 くらし安全推進課
				27	【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施します。	・ワンストップ支援センターにおいて、支援を実施しました。 合計8,383件(前年度比△869件) 内訳:電話相談6,080件、面接相談1,602件、 同行支援389件、医療支援163件、 カウンセリング70件、法律相談79件 ・特に、緊急の電話相談は、24時間、365日受け付けました。	環境生活部 くらし安全推進課
				28	交通事故相談所における相談	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も実施します。	・交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、選任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。 相談件数:1,599件(うち心のケアに関する相談:9件) 巡回相談:34市町415件	環境生活部 くらし安全推進課
				29	消費者相談	消費者センターにおいて、消費生活や多重債務、個人情報保護などに関して、消費者からの相談に対応します。	・消費生活相談員が消費者からの相談を受けの中で、法律相談窓口や警察相談電話等、ケースに応じた相談窓口を案内しました。 相談件数:10,951件	環境生活部 くらし安全推進課
				30	県警における相談窓口	性犯罪被害相談電話(#8103)、警察相談電話(#9110)、ヤング・テレホン(0120-783497)による電話相談窓口や相談サポートコーナー、少年センターを設置し、犯罪被害者等の相談・支援を行います。	・性犯罪被害相談電話(#8103)を始めとする各種相談窓口について、県警ホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、犯罪被害者等のニーズに即した相談・支援を実施しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(1) 相談・情報の提供(条例第14条)	① 相談体制の充実	31	千葉県外国人相談窓口	県内在住の外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を運営し、生活全般の相談に応じるほか、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。	・多言語による相談が可能な外国人相談を実施しました。 生活全般の相談窓口:1,586件 外国人向け弁護士相談:52件 外国人向け行政書士相談:19件	総合企画部 国際課
				32	男女共同参画センター相談事業	女性及び男性の悩みや問題の全般的な相談を実施します。	・悩みや問題の全般的な相談事業を実施しました。 女性の電話相談:6,005件、来所相談:537件 男性の電話相談:722件、来所相談:96件	総合企画部 多様性社会推進課
				33	DV被害に関する相談	女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターを県の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、緊急避難や自立した生活に向けての助言などの相談を実施します。	・配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行いました。また、DV職務関係者の研修を実施し、配偶者暴力相談支援センターの機能強化を図りました。	健康福祉部 児童家庭課
				34	児童虐待に関する相談、児童虐待の通告	児童相談所において、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に対応します。	・児童や保護者などからの相談について、来所による相談対応のほか、24時間・365日体制で電話相談・虐待通告の受付を実施しました。 ・県内(千葉市含む)に在住する子ども及びその保護者を対象とし、「親子のためのSNS相談@ちば」として、SNSを通じての相談対応を実施しました。(相談件数:816件)	健康福祉部 児童家庭課
				35	千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。	・「こころの電話相談(精神保健福祉全般に関すること)」を平日午前9時～午後6時30分に開設し、相談を受け付けました。 電話相談:3,409件(うち犯罪被害に関する相談:13件) ・依存症対策総合支援事業として、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症及びその家族に対して、電話相談(平日午前9時30分～午後4時30分)や個別相談会、治療回復プログラム等も実施しました。 ・令和5年10月、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課からひきこもり地域支援センターが移管され、電話相談・面談、家族のつどい等を実施しました。	健康福祉部 障害者福祉推進課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(1) 相談・情報の提供 (条例第14条)	① 相談体制の充実	36	保健所(健康福祉センター)における相談	県内13箇所の保健所(健康福祉センター)において、精神保健福祉相談(心の健康、精神保健福祉に関する相談)を行います。	・県内13箇所の保健所(健康福祉センター)において、精神保健福祉相談を実施しました。 来所相談:1,655件(うち犯罪被害に関する相談:0件) 訪問:2,201件(うち犯罪被害に関する相談:0件) 電話相談:21,779件(うち犯罪被害に関する相談:2件) メール相談105件(うち犯罪被害に関する相談0件)	健康福祉部 障害者福祉推進課
				37	千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)における相談	ニート、引きこもり、不登校など困難を有するおむね40歳未満の子ども・若者及びその家族からの相談に対応します。	・千葉県子ども・若者総合相談センターに業務委託し、専門の相談員が必要な助言や専門支援機関の紹介を行いました。 相談件数:2,263件	環境生活部 県民生活課
				38	千葉県労働相談センターにおける相談	賃金不払い、解雇、職場における労働問題全般についての相談、職場の人間関係などに伴うメンタルヘルスの相談を実施します。	・電話・面談、インターネットによる相談事業を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行いました。また、労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応しました。 相談件数:2,905件(うち働く人のメンタルヘルス特別労働相談:19件)	商工労働部 雇用労働課
				39	千葉県精神科医療センターにおける相談	精神科救急医療の受診に関する相談を実施します。	・精神科救急医療受診に関する相談実績はありませんでした。	病院局 経営管理課
				40	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	犯罪被害を含む、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ります。	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施しました。 スクールカウンセラー:154,299件(前年度+3,383件) スクールソーシャルワーカー:32,744件(前年度△5,438件)	教育庁 児童生徒安全課
				41	子どもと親のサポートセンターにおける相談	学校生活に関すること、心や身体のことなど、犯罪被害を含む個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行います。また、中高生を対象として、SNS相談を実施します。	・各相談活動を実施しました。 (電話相談:10,862件、来所相談:6,255件、FAX相談:0件、メール相談:189件) ・中高生対象のSNS相談は、3,569件となっており、個々の状況、各相談内容に応じて、本人及び保護者等に対し、相談活動を実施しました。	教育庁 児童生徒安全課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
援 I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(1) 相談・情報の提供(条例第14条)	② 情報提供の充実	42	犯罪被害者等への情報提供	県、市町村、関係団体等の犯罪被害者等の相談窓口を掲載したポスターやリーフレットの作成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのポスターやリーフレットなどを作成し、県関係機関、市町村、学校、病院等に配架する等積極的な周知を行います。 また、関係機関において実施している支援等についても、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。	・犯罪被害等に遭われた方に適切な相談窓口を案内するため、「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」リーフレット15,000部、ポスター1,100部を作製し、市町村や県関係機関、学校等に配布しました。 ・ワンストップ支援センターに係る広報啓発品(リーフレット13,000部、マスクケース7,000個、絆創膏・綿棒・あぶらとり紙セット4,000個)を作製し、市町村や関係機関等に配布するとともに、「若年層の性暴力被害予防月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」における街頭キャンペーン等で配布し、広報に努めました。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
				43	外国人の犯罪被害者等への支援	外国人向け「被害者の手引」(9言語)、ストーカー及びDV対策用リーフレット(10言語)を作成し、ホームページへの掲載や警察署での配布等により、外国人の犯罪被害者等への情報提供を行います。 また、必要に応じて通訳を手配するとともに、警察職員への外国語研修等を推進し、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人に対する対応力を強化します。	・外国人向け「被害者の手引」(9言語)、ストーカー及びDV対策用リーフレット(ストーカー8言語、DV10言語)をホームページに掲載しました。また、適応する言語のリーフレット等を活用した情報提供を実施しました。	県警本部 警務課
				44	犯罪被害者連絡制度	犯罪被害者等に対し、被害者支援要員が「被害者の手引」等を活用した刑事手続や支援制度等を説明します。 また、捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕した犯人の処分状況について、適切に情報提供を行います。	・犯罪被害者等に対して、「被害者の手引」等を活用しながら、刑事手続や支援制度等の各種制度を説明しました。 ・捜査状況、犯人の検挙状況等について適切な情報提供を実施しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅰ 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(2) 損害回復・経済的支援等	① 経済的負担の軽減(条例第18条)	45	【重点】新たな経済的支援の実施	被害直後からの様々な経済的負担を早期に軽減するため、見舞金制度を創設します。	・犯罪被害者等に対し、見舞金(遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円)を支給しました。 遺族見舞金9件、重傷病見舞金12件(合計380万円)	環境生活部 くらし安全推進課
				46	【重点】弁護士による法律相談の実施(再掲)	26の再掲	26の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				47	【重点】性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援、カウンセリングや弁護士相談に対して支援を行います(県警の公費負担制度対象者を除く。)	・ワンストップ支援センターにおいて、医療支援163件、カウンセリング70件、弁護士相談79件を無料で実施し、県はその費用を千葉県性犯罪・性暴力被害者支援事業補助金により助成しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				48	交通遺児激励事業	県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励品を贈呈します。	・交通事故被害者等を救済するため、交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒109名に対し激励品を贈呈しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				49	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	犯罪被害者等給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度についての周知を徹底するとともに、対象事案を把握し、犯罪被害者等に分かりやすく説明します。	・犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の案内パンフレット等を用いて、犯罪被害者等に分かりやすく説明しました。	県警本部 警務課
				50	公費負担制度による支援	犯罪被害者等に対し、治療や検査等の一部を公費で負担します。	・犯罪被害者等に対して、治療や検査等の一部を公費で負担し、経済的負担の軽減に努めました。 ・犯罪被害者等に対する公費負担を拡充し、その充実を図ることができました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(2) 損害回復・経済的支援等	② 日常生活の支援（条例第15条）	51	被害者支援要員制度	被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施します。	・事件発生直後から、被害者支援要員による犯罪被害者等への付添い、指導、助言等を行いました。 ・被害者等の同意を得た上で、千葉県公安委員会指定の早期援助団体である公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに情報提供を行いました。	県警本部警務課
				52	公費負担制度（ハウスクリーニング等）による支援	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合に、その費用を公費で負担します。	・ハウスクリーニングが必要となる犯罪の発生はありませんでした。	県警本部警務課
				53	DV被害者の自立に向けた支援	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	・DV被害者に対し、必要に応じて法的支援についての情報提供を行いました。 ・DV被害者の生活再建に向け、本人の意思や状況に応じて市町村や関係機関が行う支援につなげました。	健康福祉部児童家庭課
			③ 居住の安定（条例第16条）	54	公費負担制度による支援（ハウスクリーニング、一時避難措置費用）	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合の費用や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合にホテル等へ避難する際の宿泊費用を公費で負担します。	・ハウスクリーニングが必要となる犯罪の発生はありませんでした。 ・自宅などにおける犯罪で、犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に、犯罪被害者等がホテル等へ避難する際の宿泊費用（6人延べ17泊）を公費で負担しました。	県警本部警務課
				55	DV被害者の自立に向けた支援（再掲）	53の再掲	53の再掲	健康福祉部児童家庭課
				56	県営住宅への入居に係る配慮	県営住宅において、犯罪被害者等やDV被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行います。	・犯罪被害者等からの県営住宅の入居応募はありませんでした。 ・DV被害者については、応募世帯数は33世帯、入居世帯数は7世帯でした。	県土整備部住宅課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(2) 損害回復・経済的支援等	④ 雇用の安定(条例第17条)	57	事業者への広報・啓発	「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」、「犯罪による被害者等に対する支援部会」、「署被害者支援連絡協議会」等の様々な機会を通じて、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次的被害についての理解、犯罪被害者等の被害回復のための休暇(法定外休暇)の導入など普及啓発します。	・各種会議の機会を捉え、事業者に対し、犯罪被害者等支援に係る理解、意識の醸成を求めました。 ・「犯罪による被害者等に対する支援部会」においては、構成団体(29団体)を対象に、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入についても案内をしました。	環境生活部 くらし安全推進課
							・署被害者支援連絡協議会を37署で開催し、被害者等の置かれている状況について理解を深めました。	県警本部 警務課
				58	千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、生活就労相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供します。	・子育て中の女性や中高年齢者等を対象とし、生活就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を実施しました。 年間利用者数: 12,885人 新規登録者数: 2,829人 就職決定者数: 682人	商工労働部 雇用労働課
				59	ジョブカフェちばにおける就業支援	就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供します。	・就職を希望する若者を対象とした総合的な就職支援サービス(キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナー、合同企業説明会等)を実施しました。 延べ利用人数: 13,546人 新規登録者数: 2,364人 就職決定者数: 1,436人	商工労働部 雇用労働課
				60	ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援	就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、職業的自立に向け支援します。	・若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)を実施しました。 延べ利用人数: 1,590人 新規登録者数: 89人 進路等決定者数: 37人	商工労働部 雇用労働課
				61	働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、特別な休暇制度(法定外休暇)の導入等に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図ります。	・仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む会社を募集し、県のホームページ等で「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として広く紹介しました。 登録企業数1,000社(うち新規登録企業数30社)	商工労働部 雇用労働課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
回Ⅰ 復犯・罪 軽被害者等 生活が再建 けた被害者 からの早期 支援	2 犯罪被害者 等に対する 支援の充実	(2) 損害回復・ 経済的支援 等	1⑤ 9損害賠償 請求に関する 支援(条例第	62	【重点】弁護士による法律相談の実施(再掲)	26の再掲	26の再掲	環境生活部 くらし安全推進課
				63	交通事故相談所における支援	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。	・交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、選任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。 相談件数:1,599件(うち心のケアに関する相談:9件) 巡回相談:34市町415件	環境生活部 くらし安全推進課
				64	県警における支援	犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を行います。	・犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を実施しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(3) 精神的・身体的被害の回復、防止	① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第20条)	65	【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援やカウンセリングに対する支援を行います(県警の公費負担制度対象者を除く。)	・医療支援163件、カウンセリング70件の支援を実施しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				66	交通事故相談所の運営	交通事故被害者に対し、臨床心理士による心のケアに関する相談を実施します。	・交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、選任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。 相談件数:1,599件(うち心のケアに関する相談:9件) 巡回相談:34市町415件	環境生活部 くらし安全推進課
				67	千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(ACT)によるカウンセリング	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員(ACT)を積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施します。	・犯罪被害者等の要望に応じて、ACTによるカウンセリングを実施しました。 (62事件84人、延べ204回)	県警本部 警務課
				68	公費負担制度(カウンセリング等)による支援	犯罪被害に遭った精神的ショック等の軽減を図るため、犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリング等を要望する場合には、その費用を公費で負担します。	・犯罪被害者等の要望により、医療機関等におけるカウンセリングを公費負担しました。(6人37回)	県警本部 警務課
				69	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(精神通院医療)による医療費助成	精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担します。	・精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担しました。(93,454人、9,631,768,283円)	健康福祉部 障害者福祉推進課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
I 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	2 犯罪被害者等に対する支援の充実	(3) 精神的・身体的被害の回復、防止	② 安全の確保(条例第13条)	70	公費負担制度(一時避難措置)	自宅が犯罪行為の現場となったり、犯人等から危害を加えられる恐れがある犯罪被害者等が、一時的にホテル等に避難する場合に、その宿泊費を公費で負担します。	・自宅などにおける犯罪で、犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に、犯罪被害者等がホテル等へ避難する際の宿泊費用を公費で負担しました。(6人延べ17泊)	県警本部 警務課
				71	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の公表等、犯罪被害者等の意見と報道の自由等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報提供を行うように努めます。	・犯罪被害者等に対し、報道発表に対する意向を事前に確認するとともに、被害者の特定に至らないよう配慮するなど、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めました。 ・犯罪被害者等に必要な情報提供を行うことで、二次的被害の防止に努めました。	県警本部 警務課
				72	子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、警察庁を通じて法務省から情報提供を受け、県警においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じます。	・法務省からの情報提供を基に、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所、その他関係機関・団体と円滑な連携を図ることで、再被害防止に努めました。	県警本部 警務課
				73	再被害防止措置	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に、再被害防止に資する情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じます。	・再被害防止に関連し、緊急通報装置を活用した警戒措置を実施しました。	県警本部 警務課
						再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等がその責任を自覚することや犯罪被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行います。	・受刑者への矯正施設内での面接等の取組を行いました。 相談件数:30件 ・地域定着支援センター事業として、矯正施設に出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行いました。 電話相談、訪問等:5,328件	健康福祉部 健康福祉指導課

2つの 方向性	3つの 施策の柱	8つの 基本的な 施策	17の 主な 施策	施策 番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
へⅠ の犯 支罪 援被 害者 等が 受け た被 害か らの 早期 回復 ・軽 減と 生活 再建	2 犯罪 被害 者等 に対 する 支援 の充 実	(3) 精神 的・ 身体 的被害 の回復 、防 止	②安全 の確保 (条例第13条)	74	DV被害者に対する安全確保と一時保護体制の充実	女性サポートセンターにおいて、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施します。 また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託します。	・一時保護中の同伴児について、保育士や学習指導員と連携しながら心理判定員によるカウンセリングを実施し、同伴児の心理的ケアの充実を図りました。 ・社会福祉施設や民間シェルターと一時保護委託契約を結びました。	健康福祉部 児童家庭課
				75	児童虐待への対応	児童相談所において、緊急に子どもの安全確保が必要な場合や虐待を受けた子どもの行動観察などを行うために子どもを一時保護するなど、専門家や様々な機関と協力し、それぞれの子どもと家庭に必要な支援につなげます。 また、家庭の問題を解決するのに時間がかかる場合は、里親、ファミリーホームへの委託や、児童養護施設等への入所等の措置などを行い、子どもの安全の確保を図ります。	・児童虐待に係る目視による安全確認の強化のための児童安全確認協力員、及び児童相談所の児童福祉司とともに専門的な判断や対応などを行う児童虐待対応協力員を前年度から4名増員しました。 ・児童相談所において、虐待通告に対応しました。	健康福祉部 児童家庭課
				76	青少年ネット被害防止対策事業	青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットパトロールを実施します。特に問題のある書き込みを発見した場合、学校を通じて指導・削除等を行います。	・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視しました。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼しました。 問題のある書き込みをした生徒の総数1,113人(そのうち特に問題のある書き込み119件)	環境生活部 県民生活課

2つの 方向性	3つの 施策の柱	8つの 基本的な 施策	17の 主な 施策	施策 番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅱ 社会全体で 犯罪被害者等 を支える意識 の醸成	3 県民・事業 者の理解促進 への取組（条 例第21条）	（1） 県民・事業 者に対する広 報・啓発	① 県民・事業 者への効果 的な広報・啓 発の実施	77	【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施	県ホームページへの掲載、ポスター、広報誌等を始めとして、関係機関と連携した広報・啓発活動の充実を図ります。	・相談分野ごとにわかりやすく表示した「相談窓口の案内」ポスター1,100部、リーフレット15,000部や、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」リーフレット13,000部を作製し、市町村や県関係機関、学校等に配布しました。 ・犯罪被害者週間等において、県民だよりや県ホームページ、県SNS(X、LINE)を活用し、県の犯罪被害者等支援事業の周知を行いました。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
				78	【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知	性犯罪・性暴力被害の現状や被害を生まないためにすべきことと併せ、被害に遭った場合のワンストップ支援センター等の相談先を周知するなど、被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会づくりに資することを目的に、高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。	・外部講師による出前講座を実施しました。 実績：高校3校、計1,883名 主な講演内容：「性犯罪・性暴力とは何か」、「性犯罪・性暴力の現状」、「SNSの危険性」、「AV出演被害」、「被害にあった場合の相談先」 ・受講者にワンストップ支援センターのリーフレット等を配布し、ワンストップ支援センターや＃8891、キュアタイム等の相談窓口を周知しました。	環境生活部 くらし安全推進課
				79	犯罪被害者週間における周知	国の犯罪被害者週間に併せ、「千葉県民のつどい」を開催するなど、広く県民に犯罪被害者等支援の必要性を伝えます。	・犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)に関するポスターやチラシ、広報啓発品を作成し、各市町村や関係機関等と協力して、県民・被害者向けの情報提供の普及啓発に取り組みました。 ・11月26日、千葉市生涯学習センターにおいて、一般県民を対象にフォーラム「千葉県民のつどい」を開催しました。(170名参加)	環境生活部 くらし安全推進課
				80	安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知	安全安心まちづくり推進協議会や犯罪による被害者等に対する支援部会を通じて、広報啓発を実施します。	・安全安心まちづくり推進協議会総会構成員に対し、総会や部会の開催等において、犯罪被害者支援の現状を説明するとともに、広報啓発品を配布し、理解促進を図りました。	環境生活部 くらし安全推進課
				81	署犯罪被害者支援連絡協議会における周知	地方公共団体職員や有識者等から構成員とする署犯罪被害者連絡協議会を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供等を実施します。	・署被害者支援連絡協議会を37署で開催し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供等を実施しました。	県警本部 警務課

2つの方向性	3つの施策の柱	8つの基本的な施策	17の主な施策	施策番号	施策名	施策概要	令和5年度の実績	担当課
Ⅱ 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成	3 県民・事業者の理解促進への取組（条例第21条）	（1）県民・事業者に対する広報・啓発	① 県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施	82	中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催	犯罪被害者遺族等が講演者となり、命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを中学校、高等学校等において開催します。	・犯罪被害者遺族等による命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」を4回開催し、1,510名が聴講しました。 ・警察庁主催の作文コンクールへの応募を呼びかけたところ、中学校、高等学校から468作品の応募があり、1名が審査委員奨励賞を受賞しました。	県警本部 警務課
				83	人権問題研修会支援事業の実施	地域・企業・NPO法人等の団体・行政機関等が犯罪被害者を含む人権をテーマとした研修会、講演会等を開催するに当たり、効果的な研修が実施できるよう、目的や対象者に合わせた適切な講師を派遣します。	・企業、市町村等からの依頼により、子どもの人権、性的少数者の人権等をテーマとした研修講師を26件紹介・派遣したところ、2,760人の参加がありました。 ・犯罪被害者等支援をテーマとした講師派遣の依頼は、ありませんでした。	健康福祉部 健康福祉政策課
				84	DV防止に関する広報・啓発	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。	・市町村や県関係機関等を通じて、県内各所へのDV相談カードの常時設置及びDV相談ステッカーの配布を実施しました。また、DV防止キャンペーンやDV予防セミナーの実施など県民への広報啓発を行いました。	健康福祉部 児童家庭課
				85	子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。	・年度を通して児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告窓口の周知を行いました。 ・DV防止に向けた啓発活動「パープルリボンキャンペーン」と協働し、DVと児童虐待の一体的な広報を行い、また夏季には県警と協働し子どもの車内放置防止を目的とした重点的な広報啓発を展開しました。 ・ラジオや公共交通機関におけるCM、広報啓発用のリーフレット・ウエットティッシュの配布のほか、インターネットを活用した広報啓発を実施しました。	健康福祉部 児童家庭課
				86	学校教育における周知	学校人権教育研究協議会等の開催、学校人権教育指導資料の刊行を通じ、犯罪被害者を含む人権について教員や児童生徒に対し周知します。	・千葉県が人権課題として啓発活動に取り組む17項目の一つに「犯罪被害者とその家族」があることを、学校人権教育研究協議会資料及び、全教職員に配付している学校人権指導資料（45,000部作成）で周知しました。	教育庁 児童生徒安全課